

## 防衛医科大学校病院規則第9号

防衛医科大学校病院における個人情報保護に関する規則を次のように定める。

平成17年11月15日

防衛医科大学校病院長 早 川 正 道

### 防衛医科大学校病院における個人情報保護に 関する規則

改正 令和 3年 3月31日規則第4号

改正 令和 3年 12月24日規則第7号

(目的)

**第1条** この規則は、防衛医科大学校病院（以下「病院」という。）における患者に係る個人情報保護に関する適切な運営のために必要な措置について定めることを目的とする。

(定義)

**第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 患者個人情報 生存する患者等の個人を特定することができる情報の全てで、氏名、生年月日、住所等の基本的な情報のほか、既往症、診療の内容、受けた処置の内容、検査結果及びそれらに基づいて医療従事者が行った診断、判断、評価及び観察等をいう。
- (2) 診療記録等 診療の過程で患者の身体状況、症状、治療等について作成又は収集された書面及び画像等の全てであり、代表的な記録としては、診療録、処方せん、手術記録、助産録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約、調剤録等をいう。
- (3) 匿名化 個人情報の一部を削除又は加工することにより、特定の個人を識別できない状態にすることをいう。

(患者個人情報の利用目的及び通知)

**第3条** 患者個人情報を次の各号に掲げる目的で利用する場合には、病院内掲示（別紙第1）及びパンフレット（「外来診療のご案内」及び「入院のご案内」）の配布等適宜の方法により患者に通知するものとし、これら以外の目的で利用する場合は、本人の同意を得るものとする。

(1) 医療の提供

ア 病院での医療サービス

イ 他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携

ウ 他の医療機関等からの照会への回答

- エ 患者の診療のため、外部医師等の意見・助言を求める場合
  - オ 検体検査業務の委託その他の業務委託
  - カ 家族等への病状説明
  - キ その他、患者への医療提供に関する利用
- (2) 診療報酬請求のための事務
- ア 病院での医療・看護・介護・労災保険・公費負担医療に関する事務及びその委託
  - イ 審査支払機関へのレセプトの提出
  - ウ 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
  - エ その他、医療・介護・労災保険・公費負担医療に関する診療費請求のための利用
- (3) 病院の管理運営業務
- ア 会計・経理
  - イ 医療事故等の報告
  - ウ 当該患者の医療サービスの向上
  - エ 入退院等の病棟管理
  - オ その他、病院の管理運営業務に関する業務
- (4) 企業等から委託を受けて行う健康診断等における企業等へのその結果の通知
- (5) 医師賠償責任保険などに係る医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等
- (6) 医療・看護・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- (7) 防衛医科大学校及び病院内において行われる医学教育及び医療・看護実習への協力
- (8) 医療の質の向上を目的とした症例研究等
- (9) 外部監査機関への情報提供  
(利用目的の変更)

**第4条** 前条で特定した利用目的を後で変更する場合には、改めて本人に利用目的の変更内容を通知するものとする。

(診療記録等の取扱い及び保管)

**第5条** 紙媒体により保存されている診療記録等の取扱い及び保管については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 診療記録等の保管の際の注意

診療記録等の保管については、日々の業務終了時に所定の保管場所に収納し、滅失、毀損、盗難等の防止に十分留意するものとする。

- (2) 診療記録等の利用時の注意

診療記録等を業務に利用する際には、滅失、毀損、盗難等の予防に十分留意するとともに、記録の内容が他の患者及び部外者等の目に触れないよう配慮しなく

てはならない。

(3) 診療記録等の修正

いったん作成した診療記録等を後日改める場合には、もとの記載が判明できるように二重線で抹消し、訂正箇所の日付及び訂正者印を押印するものとする。この方法によらず診療記録等を書き改めた場合には、改ざんしたものとみなされることがあるので十分留意するものとする。

(4) 診療記録等の病院持ち出し禁止

診療記録等は、病院外へ持ち出してはならない。

(5) 診療記録等の廃棄

保存年限を経過した診療記録等の廃棄処分をする場合には、裁断または溶解処理を確実に実施するものとする。

**第6条** 電磁的に保存されている診療記録等の取扱い及び保管については次の各号に定めるとおりとする。

(1) コンピュータ情報のセキュリティの確保

診療記録等をコンピュータを用いて保存している部署では、コンピュータの利用実態に応じて、情報へのアクセス制限等を適宜実施するものとする。また、通信回線等を経由しての情報漏出又は外部からの不正侵入等の被害を未然に防ぐよう、厳重な措置を講じるものとする。特に、職員以外の者が立ち入る場所、又はその近くにおいてコンピュータ上の診療記録等を利用する際には、モニターに表示された画面を通じて患者の個人情報本人以外に外部の者の目に触れることのないように留意しなくてはならない。

(2) データバックアップの取り扱い

コンピュータに格納された診療記録等は、機械的故障等により情報が滅失したり見読不能となることのないよう、診療記録等のサーバーを管理する部署において適宜バックアップの措置を講じるものとする。また、バックアップファイル及び記録媒体の取り扱い及び保管も厳重に行うものとする。

(3) データのコピー利用の禁止

コンピュータ内の診療記録等の全部または一部を病院外で利用するために、他のコンピュータ又は記録媒体に複写することは、禁止する。ただし、教育研究等で利用する場合には、保護管理者の許可（別紙第2）のもとに行うことができるものとする。その場合において、複写した情報の利用を完了（別紙第3）したときは、速やかに当該複写情報を記録媒体等から消去するものとする。

(4) データのプリントアウト

コンピュータ等に電磁的に保存された個人情報をプリントアウトした場合には、紙媒体の診療記録等と同等に厳重な取り扱いをしなくてはならない。使用目的を終えたプリントアウト紙片は、裁断または溶解処理など、他の者が見読不可能な状態にして速やかに廃棄しなくてはならない。

(診療記録等の匿名化)

**第7条** 患者の診療記録等に含まれる情報は、その利用目的を達しうる範囲内で、匿名化しなければならない。

(死亡した患者の情報)

**第8条** 取り扱う患者個人情報の本人が死亡した後においても、当該情報を保存する場合は、患者個人情報の漏洩、滅失又は毀損等の防止のために行う安全管理措置と同等の措置を講じなければならない。

**附 則**

この規則は、平成17年11月15日から施行する。

**附 則**

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、令和3年12月24日から施行する。

## 患者さんの個人情報の保護について

当院では患者さんの個人情報保護に全力で取り組んでいます。

当院では、個人情報を下記の目的に利用し、その取り扱いには細心の注意をはらっています

### ● 当院における個人情報の利用目的 ●

#### ◎ 医療の提供

- ・ 当院での医療サービスの提供
- ・ 他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
- ・ 他の医療機関等からの照会への回答
- ・ 患者さんの診療のため、外部医師等の意見・助言を求める場合
- ・ 検体検査業務の委託その他の業務委託
- ・ ご家族等への病状説明
- ・ その他、患者さんへの医療提供に関する利用

#### ◎ 診療情報請求のための事務

- ・ 当院での医療・介護・労災保険・公費負担医療に関する事務及びその委託
- ・ 審査支払機関へのレセプトの提出
- ・ 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ その他、医療・介護・労災保険、及び公費負担医療に関する診療費請求のための利用

#### ◎ 当院の管理運営業務

- ・ 会計・経理
- ・ 医療事故等の報告
- ・ 当該患者さんの医療サービス向上
- ・ 入退院等の病棟管理
- ・ その他、当院の管理運営業務に関する業務

#### ◎ 企業等から委託を受けて行う健康診断書等における、企業等へのその結果の通知

#### ◎ 医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等

#### ◎ 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

#### ◎ 防衛医科大学校及び当院内において行われる医学教育及び医療・看護実習への協力

#### ◎ 医療の質の向上を目的とした症例研究等

#### ◎ 外部監査機関への情報提供

### ● 患者さんのお呼び出し ●

当院では、医療安全確保のため、初診受付、再診受付、外来診療等で、患者さんの氏名を放送でお呼び出ししております。なにとぞ、ご理解をお願い致します。

☆ 上記のうち、同意しがたい事項がある場合には、医療担当者又は患者医事相談窓口にその旨をお申し出ください。お申し出のないものについては、同意していただけたものとして取り扱いさせていただきます。同意していただけない場合には、他の医療機関を紹介させていただくこともございます。

なお、これらのお申し出は後からいつでも撤回、変更等することが可能です。

別紙第2（第6条関係）

令和 年 月 日

保護管理者 殿

所属 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電磁的に保存されている診療記録等の複写許可について

標記について、次の内容を教育研究等のため利用したいので許可されたい。

なお、利用後は、速やかに複写した内容は消去します。

内容（具体的に記述）

上記の件について、複写を許可する。 許可しない。

保護管理者 氏名

別紙第3（第6条関係）

令和 年 月 日

保護管理者 殿

所属 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電磁的に保存されている診療記録等の複写の消去について

標記について、別紙第2のとおり許可された内容は、令和 年 月 日をもって確実に消去したので報告します。

添付書類：別紙第2